

審 査 基 準

法 令 名	No.	根拠条項	認 可 等 の 種 類
徳島県港湾施設管理条例	2	第 6 条	占用又は使用の許可、変更の許可

港湾施設占用許可審査基準

徳島県港湾施設管理条例（昭和 30 年徳島県条例第 32 号、以下「条例」という。）第 6 条第 1 項に基づく港湾施設の占用許可を受けようとする者（法人または団体にあつてはその代表者、以下同様。）は占用を開始しようとする日の 20 日前まで（占用面積が 2,000 平方メートル以上のものについては 30 日前まで）に、知事に申請しなければならないまた次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1) 港湾施設の占用許可を受けようとする者は、徳島県港湾施設管理条例施行規則（昭和 40 年徳島県規則第 19 号、以下「施行規則」という。）第 4 条第 1 項に掲げる港湾施設占用許可申請書（様式第 2 号）を用い、所定の事項を漏れなく記入していること。
- (2) 港湾施設占用許可を受けようとする者は、適切に作成された以下の書類及び図面を添付していること。
 必要があれば、計画説明書、位置図、平面図、断面図、構造図、求積図、誓約書
 下記 (3) の③に該当すれば、利害関係人の同意書
- (3) 港湾施設の占用許可を受けようとする者の行為が以下の条件を満たしていること
 - ① 港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与えない
 - ② 港湾計画の遂行を著しく阻害しない
 - ③ 近隣事業者の事業活動に支障を与えない(与える場合は同意書をもって足る)
 - ④ 付近の通行、航行等に対する支障がない
 - ⑤ 水質汚濁等、環境を悪化させる恐れがない
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になる恐れがない
 - ⑦ その他、景観等について問題がない

港湾施設使用許可審査基準

条例第 6 条第 1 項に基づく港湾施設の使用許可を受けようとする者は、使用を開始しようとする日の 20 日前まで（使用面積が 5,000 平方メートル以上のものについては 30 日前まで）に、知事に申請しなければならない。ただし、係留施設又は船舶給水施設を使用する場合にあつては、この限りでない。また、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。

審 査 基 準

- (1) 港湾施設の使用の許可を受けようとする者は、施行規則第 4 条第 1 項に掲げる港湾施設使用許可申請書 (様式第 4 号) を用い、所定の事項を漏れなく記入していること。
- (2) 港湾施設の使用許可を受けようとする者は、適切に作成された以下の書類及び図面を添付していること。
使用料金の算定に根拠となる書類 (求積図等)
必要があれば、計画説明書、位置図、平面図、断面図、構造図、求積図、誓約書
下記 (3) の⑤に該当すれば、利害関係人の同意書
- (3) 港湾施設の使用許可を受けようとする者の行為が以下の条件を満たしていること
 - ① 港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与えない
 - ② 港湾計画の遂行を著しく阻害しない
 - ③ 港湾施設を損傷し、若しくは損傷する恐れがない
 - ④ 港湾施設の機能を妨げない
 - ⑤ 近隣事業者の事業活動に支障を与えない (与える場合は同意書をもって足る)
 - ⑥ 付近の通行、航行等に対する支障がない
 - ⑦ 水質汚濁等、環境を悪化させる恐れがない
 - ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になる恐れがない
 - ⑨ その他、景観等について問題がない

港湾施設占用及び使用許可事項変更許可審査基準

条例第 6 条に基づく港湾施設の占用及び使用の許可事項の変更の許可については、許可事項の変更をしようとする日の 20 日前まで (占用面積が 2, 000 平方メートル以上のもの又は使用面積が 5, 000 平方メートル以上のものについては 30 日前まで) に、知事に申請しなければならない。ただし、係留施設又は船舶給水施設を使用する場合にあっては、この限りでない。また、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。

- (1) 港湾施設の占用及び使用の許可事項の変更の許可を受けようとする者は、それぞれ施行規則第 4 条第 1 項に掲げる港湾施設占用許可事項変更許可申請書 (様式第 3 号) 若しくは港湾施設使用許可事項変更許可申請書 (様式第 5 号) を用い、所定の事項を漏れなく記入していること。
- (2) 港湾施設占用及び使用許可事項変更の許可を受けようとする者は、変更しようとする事由が明確となる書類を添付しなければならない。
- (3) 港湾施設の占用及び使用許可事項変更許可を受けようとする者の行為の条件については港湾施設占用許可審査基準、港湾施設使用許可審査基準にそれぞれ準ずる。

標準処理期間 20 日 (経由機関がある場合については 30 日)